

昭和三十八年十一月二十六日招集
第五回市議會臨時會々議錄

館山市議会第五回臨時会之議録

昭和三十一年十一月招集

十一月二十六日(火曜日)

一、現在議員三十六名でその氏名次の通り

- 一番 吉田勇治郎
- 二番 鈴木正一郎
- 三番 小柴 孝
- 四番 館石佐蔵
- 五番 田中祿郎
- 六番 秋山天三郎
- 七番 田村源治郎
- 八番 望月照正
- 九番 安西益男
- 一〇番 辻田 実
- 一一番 石井 正
- 一二番 黒川佐太郎
- 一三番 菊井敏博
- 一四番 志村信次
- 一五番 小沢恵太郎
- 一六番 関 武夫
- 一七番 飯田義男
- 一八番 西村真次
- 一九番 藤田好治
- 二〇番 保科忠夫

二一番 江田 徳太郎 二二番 君塚 喜三

二三番 中村 者吾 二四番 島野 茂樹郎

二五番 荻生 田七郎 二六番 鈴木 孝

二七番 嶋田 繁 二八番 山田 教宇

二九番 鈴木 市蔵 三〇番 安藤 竜吉

三一番 安次 徳順 三二番 三沢 節

三三番 高橋 文治 三四番 山本 昇

三五番 松本 藤太郎 三六番 山口 康

一 議事日程

第一 館山市五房南中学校校舎改築についての請願書

第二 館山市五房四中学校校体育館新築に関する請願書

第三 報告第十号 非常勤の特別取の取算に係る報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定に

関する専決処分報告

報告第十一号

昭和三十一年度館山市支入支出予算の追加に關する専決処分報告

第四報告第十二号

館市厚生年金保険被保険者休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定に關する専決処分報告

議案第一〇八号

館市高等専修学校工業課程の備品購入契約の締結について

議案第一〇九号

館市高等専修学校工業課程の備品購入契約の締結について

第六 議案第一一〇号

館市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第七 議案第一一一号

館市市立館市高等専修学校併設工業科の内、電気科校舍増築及其他工事請負契約の締結について

第八議案第一二二号

館山市立西岬中學校技術科室増築其他工
事請負契約の締結について。

第九議案第二二三号

館山市立西小學校理科室増築其の他工事請
負契約の締結について。

第十議案第一二四号

千葉県旧市町村取員因給組合資産管理組合
規約の一部改正について。

第十一議案第二二五号

館山市公平委員会委員選任について。

第十二議案第二二六号

館山市教育委員会委員の任命について。

一、法第百二十七条による出席説明員

市長 本間 讓

助役 小出武男

秘書課長 小倉澄男

觀光課長 小澤正治

保健課長 池田亮山

建設課長 新井重助

逓信書記長 大嶋重義

教育長 工藤和平

庶務課長 干場伊右衛門

総務課長 山口 実

一本議會、事務局長、事務局長補佐、書記及び取員

事務局長 高梨清一

事務局長補佐 太田博雄

書記 矢野恭一

取員 錦織隆子

一出席議員 三四名

一欠席議員 二名

五番 田中祿郎 九番 安西益男

午前 十時十五分 開議

・議長(黒川在太郎君) 本日の出席議員数 三十二名、このうち

第五回市議会臨時会を開きます。

本臨時会の議案説明のため、本間市長、小出助役、

山口課長、小倉課長、池田課長、小沢課長、大嶋書

記長、新井課長、工藤教育長、千場課長以上が出席

を求めコーラスで、市報告いたします。

会期の決定を行ないます。本臨時会の会期につき

議会議案協議会が意見は本日一日ということであり

ます。

おわかりいたします。会期を一日と定めようことに決

議でございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

午前 十時十五分 開議

議長(黒川左太郎君) 本日の出席議員数 三十二名、このより
第五回市議會臨時会を開きます。

本臨時会の會議録の署名議員を決定いたします。

六番議員 秋山三郎君 三番議員 三沢節君
以上両君を指名いたします。

この中に異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(黒川左太郎君) 異議なしと認めます。よって両君に
決定いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)や其議なしと認めます。よつて会期は一日と決定いたしました。

本日の議事は、お手元に配付の日程表により行ないます。まず、市長の本臨時会、招集案件の説明を求めます。

(市長 本間 譲君 登壇)

・市長(本間 譲君) 本日は普くの方には、衆議院議員選挙、また最高裁判所の裁判官の国民審査と大へんお慶びのところ、暇もひく甚だ中々迷惑とは存じまはたが、当面緊急を要する案件が生じまはたうで、ここに臨時市議会を招集いたし、中々審議をわづらわすことになりまはた。そこで本日、ここに上程いたし、す付議事件、でございませうが、このうち、専決処分によるもの、報告三件でございませう。これは、今回執執の衆議院議員の総選挙に關する特別法の規定に伴い、非常勤、特別取にかはる報酬及び費

用弁償の特例に關する条例の制定と同優待による追加予算の計上でございます。その他一件は、厚生省次官通達によりますり全国国民宿舍の料金改定に伴います本市休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定に關する専決処分でございます。この件は、施行期日の關係上、皆、急を要するものでありまして、専決処分をいらいらいで中報告いたし承認を求めようとするものであります。

議案のつぎは、全部で九件でございますが、教育関係では、籠山高校工業課程の併設に伴います校舎の増築、備品購入にわたるもの三件、西岬中学校技術科教室増築その他工事請負契約の締結について各一件ずつあります。

その他条例関係では、国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定でございますが、これは自治法の一部改正に伴いまして、保険料の減額を特に定めようとするものであります。

また千葉県市町村取組員恩給組合資産管理組合規約の一部改正でございますが、本市が組合に加入しておりますので、規約中、市町村の廃置、分合によります、組合の名称を改正しようというものであります。地方自治法二百三十条の規定により加入市町村の決議を求めようとするものであります。

その他、目下、役員中の公平委員二名の選任、教育委員一名の同意、詳細につきましては、関係課長をして詳細説明させていただきます。慎重な検討をいたします。ようも願います。

議長(黒川在太郎君) 日程第一、熊山市立房南中学校校舎

改革について請願書を上程いたします。

(書記朗読)

・議長(黒川左太郎君) 紹介議員の説明を求めます。

(二七番議員 鳩田繁君登壇)

・二七番(鳩田繁君) 房南中学校の改革の件につきまして
の請願書が出て参りましたので、紹介議員を代表いた
しまして、一言お願い申し上げたいと思っております。

大体の概要として、請願書に詳細書いておりまして、あえて
だだも要する必要はないとは存じますが、一、二、重要な点
を申し述べて見たいと思っております。

第一点はそこにもあります通り、突貫工事になった旧兵
舎であります。その後雨が漏りまして、どうしても雨の自
らには教育が困難でありますので、従って単に屋根をふさ
ぐえんたというだけでは、建てるはななくて、どうも一向に補

強というようなことも施しておらぬのでございます。

こういうようなわけで大部の柱が腐つております。廊下その他の床が非常に危険である。特に運動をやる室ありは、手伎が何回もけがをまいた実例もありませんが、そういつたような非常に不適確な建物であります。こゝが一つと、それから次には、あそこがリを止めコーでその上に立っておりますがために非常に地盤が弱い。西の一角あたり、尖殺基礎が沈下いたしました。土台と基礎の間が二、三ですが離れていったという危険度があります。こゝを復旧するには、非常に困難をきたすのであります。土台がそう通り一方天井を見ますと、二階が高いんですが、天井の梁と桁との間が鉄をもつてネジで止められておった。戦時中、鉄が加エられたために、それについてあった鉄を全部はがして、こゝをこゝのために、桁と

梁との間がすきまを以て非常に隔たつてきております。

従つて講堂に使つておりましたところへ生徒と文見が入りますと危険でござらぬ、先般も卒業式の際に入つたんですが、あとの人足は下に入った。一時中止しようかというふうなこともあつたのであります。そういうふうな上と下とがそういう状況でござります。あの校舎がいかに危ないかというところがわかる。

もう一つ申し上げておきたいことは、あの校舎は、平屋ならとにかくといたしまして、高い二階であります。そつとて今見ますところ下がせばまつてありまして、上に行くに従つて開いておる。こういう危険な校舎はまづないだろうと思ひます。

先般、文教委員で四国方面の本市よりおつた、いづれも市が鉄筋

コンクリートの一つや二つは皆持っております。こゝからは鉄筋
でいく。こういうことを言っておる。ある市では講堂を建てる
のに地言わう一文も出させない。教育まっくらにいておる。
こういう市も二、三、聞いております。非常にうらやましく
思ひまゐる。

本市の周辺にももう二、三鉄筋コンクリートの校舎ができて
おります。本市が危険であり、不適確な校舎を持て
おるということは、非常に可成りない。こういうふうには私は感
ずるものでございます。そういうふうなわけでは、非常に
危険でいずんば、不適確な校舎極まるということだけ
は申し上げたい。こう存じます。

この校舎につきましては、過去二、三年の三月の議会にお
ききして、三べんも房南中学校の危険性をこの議場か
らとなえております。また先般P・J・Aで非常に心配

いたしましよ。剣道の広間。そこには地元の民が三十天石の木材を寄付し、また一方、製材・大工の手間。そういうものをしよ。四・五十万かかっているんですが、それを地元のP・T・Aが本気になってやってくれたいのであります。これはいざいざとせよ。なまじく、近い将来にその校舎を建ててもらわなければならぬ。それには、市の金をなまじく、出させたくない。こういうふうな我々でやるだけのことではあつておらぬ。こういう非常に健げな気持ちで言っておるということ。そこで皆さんに申し上げたいと思つて、以上のようなわけでございまして、一日たてば一日危険なことが加わるということにもなつてきますので、どうぞ皆さんもあぐさとり、下さいまして、この請願書を探検していただき、さうして最善の方途を取つていただきたいと存じますので、ぜひ協力下さらんことを一重にお願ひ申し上げ

げまゝで説明にかえさーていた儘でまます。

。三四番(山本昇君) 彦南中学校の問題と次にあります四中
の問題、間違ひをしまゝで、まだ上程してありませんですが、今
請願書を見ますと、まことにごもつともであり、当然早く
しなればならぬのではないか。かように考えておるわけござ
います。ただ一つ、私執行部にお聞きしたいことは、こ
うした請願書が来て、議会が採択して、さうして執行
部の方へ回すだけでは、議会の権威上、私どもは、おち
しうくない。こう考えております。少くとも、議会が採
択する以上は、必ず、執行あらしめねばならぬ。かように
私ども考えておるわけでございます。この問題につきまゝで
当然、議会にこうした請願書が来ると同時に、市長
さんのもう、教育委員会の方にも出ておると思ひます
が、この点につきまゝで、果して、市長さん並びに教育

委員会でごんをやる意思があるかどうか、ごんをこの際
お示しいただければより結構ではないか。採択する
前にごんを凍かしていただいた上で私ども考えてみた
い。およろしく考えておりますが、お願いいたします。

・教育長(工藤和平君)ただ今うや實向に對し、
育委員会創り考え方をや説明申し上げます。

房南中学校につきましては、この請願書にある通り
でございまして、私ども年来笑は考えておいたわけで
ございします。

この中にありますように危険度の高い一部の建物
もございします。言葉の上で現わすに通り、
まさしく不滴確枝入舎でもございします。この点につきま
してこの予算化という問題に私ども笑き当りま
して、いろいろ研究したうでございしますが、一つの建物に

一部だけ危険校舎の指定を、他は受けないということ
にっきまよいて、取り扱ひ上、非常に困りますので、県当
局に再三交渉をいたしたのであります。やはり骨組が
1つかりておる。これだけ、がっちりしているものを危険
校舎に指定するうは困難である。一定の見方で定
めるものでございしますので、不可能である。1階、県道
に面した側、現在、二階は講堂に使っております方は、
この建物の部分は、危険校舎の指定はできません。
こういうことでございしますので、いろいろ考えまうと、こ
う最近にかりまよいて、いりゆき不確か校舎の解消という
問題が起きておるのでございします。これは、友納知事を
会長とする千葉県公立学校整備期成会、この中に
は、市町村長、或いは、議会、或いは、地方の教育長、教育
委員、こういうメンバーで構成されておるのであります。

こゝらの機軸が熱心に不適確校舎の解消の点を今
猛運動を展開中でございます。文部省に大蔵省
にこの予算化をはかつておるわけでございますが、も
ちろん見通しはわかりませぬけれども、こゝが実現した
らかたつきには、それからんで予算化に持っていくまい。
こういう考えを持っております。

なお、市内の建物につきましても、いろいろゆる不
適確校舎
ということば、房南中をほじめといふし、二中、一中、
西野中、こゝらが、ちりちりする中で、この点をどういうふう
に年次
計画へもって行くか、その他危険校舎の取り扱い、繰
越し事業、こゝらも勘案いたしまして、目下、観念立案
中でござります。

・市長(本間謙君)私も房南中は、運動会するときに見
まうたが、鴻田議員のほうに、まよように非常にとひど

いところがあまるわけでございます。

私は、そういう学校を見るにつけて、一つ銀行から借金してやっくらどうか、こう考えておったのです。自治体といふのは、そういうわけにはいかない。助役からいろいろ言われまして、それ位に考えておりました。現在教育委員会の方で案を五つておりますが、なかなか資金が乏しいわけでございます。うびうびになって申し分けないと思ひます。

・三四番(山本昇君)一応教育委員会並びに市長さんの方のお考えを聞きまして、おつてやりたいという気持ちと、いうふうな解釈して、この請願書を採択に賛成いたします。

・三〇番(安藤竜吉君)今、紹介議員の説明でわかりました。だが、いまう、もっと重大な危険校舎の意味が、ちっとも

けておるようには思つたので、私はかつて消防署におりまして、当時、毎年あそこへ生徒に防火訓練を実施して参つたものでございませう。なぜあそこに重点を置いたかということになりますと、分遣所は遠い。一々も本署から遠い。校舎そのものは、全部木造。腐りかかった木造で延焼速度の早い。一々も内部構造については、防火施設が全くない。もっとも危険な校舎であるということと痛切に感じまして、特に市内におきまします小中学校の生徒に消防訓練をしよう。當時は行き届かざらうと思つておつたのでございませうが、あの校舎を守ることにはどうしても、若干の到着するまでは、自立消防を確立しなければならぬ。大災があつた場合、なほ消防団の応援を求めままでには、完全に火に包まれて、一々も状態であらうで、生徒消防を組織いたしまして、

消防訓練をさしたというところでございしますので、火災
の面から見ましても、まことに危険であるということをお
考え願ひまいて、できるだけ安全な校舎にして改築
をしていただきたい。かように希望いたしまして採択に賛
成するものでございします。

一、番(辻田実君)事務局の方に質問いたしたいのでご
ざいますけれども、房南中学の街題につままては、
議会の中でもいろいろ危険校舎だということが指摘
されておりましたが、今だに房南中学の新築に対する
ところの、どういったものか対するところの請願決議、そ
ういうものは、さけておるのかどうかということについてお伺い
したいわけです。というのは、その点につままて、二番目
の議題に肉連するわけですけれども、この議題に
ついては、すでに請願として決議されておるのか、再

度請願書として提案されていゝといふことが書いて
あります。が、房南中学の問題については、そういう面
がみつてあつたうか。ないうか。その関連について今後の
請願書の採択についても十分な態度を内容をもつて
おなじくは是非とも山本義賢が申さなくてはなりません。が、
単なる請願書と云ふことでもって内容がないもの
になつてしまつては、議会の大義という面から面白くない面が
出てきますので、その点を伺ひたいわけですね。

・議長(黒川佐太郎君)暫時休憩いたします。

午前 十時四十二分 休憩

午前 十時四十八分 再開

・議長(黒川佐太郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。

一〇番議員の質問に対する答弁は教育委員会の方からいたさせます。

。教育長（工藤和平君）只今の質問に對してのお答えをいたします。

房南中学の問題につきましては、以前の議会で助田前議員から通告質問の中になぼろ月教室というところできびしい批判をいたさまゝで、それ以外に質問というものはございません。

四中につきまゝでは、すでに三十六年度十二月十四日に体育館の改築ということで質問が出てあります。体育館というのと講堂というのが同じだと解釈いたしますので、二度目の質問でございます。

一〇番（辻田実君）どうも申し分けございませんでした。房南中学の校舎の改築につきましては、前回の議

会におきまゝで、私が通告費向一に際し、房南中等の免
除校舎があるということでごらう問題に當つておるという
ことが答弁をまゝなつて、当然請願カリ陳情という
中で処理されておると思ひまゝだが、今こゝで賞向に
現れたように今こゝで決議するものも得きに失すると思
ひますので、早急に決議して実現に努めるでい
ただくように思ひまゝで、原案に賛成いたします。

○一八番(西村真次君)この校舎が非常に老朽化しておる
ということを市当局におきまゝでも、また教育委員会に
おきまゝでも十分お認めになつておられるということはい
まことに結構なことだと思ひます。

大体、校舎が建築してから、何年位たつたら、いりゆる
老朽化していく。従つて当然改築の時期に入っていくとい
うことは、建築、改築のときから、既にかつておること

だろうと思っております。いりんや、初めやら、校舎で打
かったものを、途中から使つておるといふことで、当然本年度
より、いよいよは、改築が必要であるといふことは、委員会
でもりゃつておると思ひます。が、これに対して、さらに精願
も前に出ております。何か例えは、新築の準備金
を積み立てるとか、そういうふうな、何らぬ改築のため
に努力といふものを、さしておるとか、お伺いたいの
であります。

。教育長（工藤和平君）老朽校舎というお話でございます。
が、正しい言葉では、老朽校舎とは、申しませんで、危険校
舎と申しております。

老朽ということを、果の建築課で聞きましたところ、三
十年を過ぎたるものは、老朽に入るのであろうが、必ずし
も危険ではない。危険度は、柱が腐り、工合、傾斜の工合

こちらを測定して決定するわけで必ずしも年にはとらわれ
ないという事とあります。

そこでこれを解決するためには何らか考えておるかという事
質問のようにならうのでございますが、我々は危険試合
の解消については、年来考慮をいっているわけでございます
一、一挙に解決できませんので、年次計画をもつて逐
次解消していきたい。その技術的な方策は、鉄筋化
以外には、ないと思っております。これも、多額の金を要し
ますので、年次計画で解決していきたいというところで
ございます。

・一八番(西村真次君)年次計画で解決していくというお
言葉でございますが、それは、そのは、このからという意味で
すね、既にやっているか、は、いかぬはずだと私は思うので
ありますね、このままで、そういった努力は、しておらないので

こゝからやっていくというわけですね。

・教育長(工藤和平君)今まで全然やらないわけではございませんで、危急手当の程度は、やっておるわけでございます。

卒業の、よろに今度調べよしたところが十四校でございます。一たぬ、相当数はほんどの校舎が危険校舎に幾分か指定されておるわけでございます。従いまして、こゝを逐次私

ども三十一年から、宇元介になつたんですが、当時は、雨漏り校舎対策、こゝに注りておった。それについて、子供の増ということで、それから学割改革、中學校の技術家庭科といふも金額を相当食ひよして、老朽校舎は、一応に急修理でやこきて大へん申し分けでございますが、それ以外に手があなかつたというのが実情でございます。

今後におきましては、こゝを抜本的に解決していきたい。こういう気持ちでございます。

・一八番(西村真次君)大体こういう問題には請願を待つて行
なうべき問題ではない。

いわんや数年前にすでに請願が出ておる。一ヶ月も出て
おる請願が出ていたわいなかったか。調査一かければりから
ないという点で、既に熟意に欠けておる。今回も山本議員
のおっしゃるよろこびで採択して執行部に回すということ
だけでは何にもならぬ。その点一ツツツツツツツツツツ
そういう意味で採択に賛成いたします。

・二八番(山田敬字君)本来に對一まゝで、私は無条件に賛成
する者であります。もちろん、房南中学校の危険校
舎^五問題は何年前から論議されて問題でございます
ます。かえり見ますると、房南中学校と建物を

同ドクするところの第一中学、第二中学、西岬中学、
等もこの事項にほとんどびつたりと校舎でございます。

先ほど鳩田議員から四国視察の話もございまして、
ですが、県当局におきましても、校舎を今後五カ年計
画を立てられたと聞いておりますが、全部鉄筋に改
築していくという方針を聞いていたのであります。最近、
所接町村におきましても、鉄筋コンクリート工事をい
ちようございします。

教育はもっとも重要な一つ、部内でございます。

この部内におきましても、請願書が来るから、これを工事
云々、或いは議題にするということ自体がおかしい。

ただいま西村議員がおっしゃった通り、市当局におかれま
しては、秀南中ばかりでなく、第一、第二中、等全部の
校舎の老朽化は向もなく、第一、第二中、等全部の
一つの施策を持っていないということは、残念なことだと
思います。今回を契機といたしまして、市当局に

おかれましては、どうか恒久的な中学校対策を立てられまして、小学校もそうでありますが、今後老朽校舎の請願なるが故に議題にするということではなく、十分検討されまして、確固たる百年の計を立てていくべきだといふ念願する者であります。

やがて、ほかり中学からも請願書が出てくると思っておりますが、一々請願書によつてやるそのものがおかしいと思っております。非常に計画性のないものだと考えますので、この際、請願書を処理するに当りまして、市の方針を立てられるようにお願いするものであります。

今後の方針につきましても、教育委員会並びに市当局の片意見が聞きたいのであります。

(「同感という声あり」)

・教育長(工藤和平君) 危険校舎、老朽校舎に対する恒

又対策はどうかという中、賛向だと思いますが、先ほどから申し上げようのうちに一挙に解決できませぬので、年次計画によつてこれを逐次鉄筋化していくことによつて恒久的対策を講じていきたいと思つております。

・議長(黒川佐太郎君)本請願書に対する賛疑を打ち切り採択することによつて美議ありませぬか。

(「美議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)中、美議なしと認めます。よつて本案は採択さしよつた。

おはかりいたします。

採択さしよつた本案を教育委員会、市長に送付するに中、美議ありませぬか。

(「美議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)中、美議なしと認めます。よつてさ

よう決定いたしました。

日程第二、館山市立第四中学校体育館新築に對する請願書を上程いたします。

(書記胡統)

・議長(黒川佐太郎君)紹介議員の説明を願います。

(三番議員小柴孝君登壇)

・三番(小柴孝君)第四中学校の体育館問題につきまして一言片説明並びにお願ひ申し上げます。

本件は一昨年の十一月めと思いますが、一応請願書

といしまして、提出いたしました。当時三派議員から

紹介さし採択さしてある件でございます。一か一なが

ら、先ほどからいろいろ問題がありますように請願は

さし採択さしても、なおかつ、手を打っていないというのが、

現在の姿でございます。従いまして、この問題は再

度陳情という形を取ったわけでございます。

まだ、四中の現在の講堂を再覧に変わらなさい方も中には、あまうではないか。かように考えますので、陳情書の内容はよく書いてあります。特に重点的に三申し上げてみたいと思はします。

講堂にするか体育館にするかということが、私が会長のときにもそういう問題があまうでありましたが、中学の將來の教育の展望を期するに、これはどうしても体育館の形式を取って講堂兼用ということに持つて行かなければ、これから先の中学の教育は困るというものが第一要諦でございます。体育館と是非建てていただきたいということに踏み切ったわけでございます。

従いまして、先ほどいふ赤南中学の場合には校舎でございまして校舎優先という立場からいけば、一応これは、文句

さいわけでございますが、四中は皆さんうおやげで校舎の方は、木造建築で曲りなりにもこの陳情書にありま
すような建物は立ててあるわけで、講堂が現在地区の
P.T.A.会費はもちろん生徒あるいは、地区の皆さんと
いたしまして、非常に問題になっておるのでどうせ建て
るなら、思い切った体育館を建てろという声があるんで
あります。 こういう皆さんの本當の教育に対する熱
意が最近特に上って参りまして、P.T.A.等々合会に
おいては、この問題が取り上げられて審議されておるとい
う状況でございます。 かくうな立場から考えまして
も、是非体育館という問題を解決していただくたい。
かように考えるわけでございます。 ちな、陳情書の中
書いてありますように、四中の子供の体位が、非常に低
いというふうな問題、これを極論すれば、結局、校庭が

めかして運動ができていい。そうときに体育館を使うわけ
でございしますが、体育館そのものが非常に狭いのかなら
ず床板の腐りは、修理に修理を重ねておきますが関係
上、講堂を使う場合には、危険防止ということも、最初
に唱えてやら、使わなければならぬというものが現在の状
況でございします。

中栗内の通り、籠野中学校をそのまま四中という
統合中学に作る関係上、生徒の数におよぼして、講
堂が非常に狭い。儀式、卒業式というような場合に
全校生徒を講堂に入らせない。オファーがほしい。
あとの生徒は待機というものが現在の姿でございします。
こういう面からも現在の統合中学だったからそのなりに
教育ができてくるような言葉を依ってやるということが一番
市立の学校としては、大事な問題ではないか。中学

校は小学校と違ひヨリて、運動も激しいわけ
 でございますので、そういう面から考えましても、体育館
 の建設は、本当に四中の場合、急務のことだと思ひます。
 人とんと申し上げる必要はございませんが、四中といいたし
 コーで、希望の二、三を申しあげますと、鉄骨の全部
 コンクリというわけにはいきませんが、約二百坪位の体育
 館を依つて、そろつて子供たちの教育の場として十分活
 用していけば一番いいというのが、今う目標でございます
 ず。

現地を見ていただければ一番いいわけでございますが、
 そういふ点から、考えましても、房南中学と併行して、
 四中の体育館の建設という問題につきましても、
 是非ともこの際採択していただきたいと思います。そつて、
 子供たちうために教育の見地を期していただきたい。

かように考えよのけでございませす。ちな、皆さん、方からや
質問がございませす。知らるる範囲におきましてお
答えいたしなさいと思ひませす。

・三三番(三沢節君)ただ今、紹介議員せう。るるや説明
があり、請願書にも書いてございませす。そのうちで、た
だいま、三十六年度に請願書は採択になつておるけれど
も、やつていただけなさいという言葉が出ておる。立場
上から理由を申し上げませす。と申ませすのは、館野小学
校が三十四年度に採択を受け、本年度工事に着手
しておる。この寄付が一戸平均四千円でございませす。

ぞうと申すと、中学校の講堂と小学校が同時にやると
いうことになりませす。館野の方の地区民の負担が、い
まのままであります。ということでは、中に入りまして、中
校の方は、一年延ばしてもらいたいということから、採択に

なり、なお、実施に移さないといいることが現在までの状況でございます。もとも中学校と一では、第一次から、第五次の計画にそつて、最後に講堂でございますが、その講堂は、体育館にたると、校庭もつぶりますので、裏方に四十五畝を買つて市に寄付して講堂を建てる場合の余地を一つおるのでございます。

こういう受け入れの態勢が早くできておりますので、さらに改めて議員が更新さんよりた関係、もう一回皆さん方には、申理解あるや、同情を願つて、これを採決に移してもらいたいという方が、今回の陳情書の理由でございます。細いことは、小柴議員から、お話がございまして、それで、補足的にお願いいたしまして、ぜひとも、三十二年年度の採決をもう一ぺんここで実施に移していただくことを、地元議員と一でお願ひする次第でございます。

。一七番(飯田義男君) 房南中学の問題について
も、四中の体育館について、ましても、お説の通りでござ
います。その他、危険校舎等々相当膨大な予算
がなければいけらう解決はちよつと困難ではなけらうか
と思つたのでございまして、先ほど市長さん、銀行からで
も借りてやせてやりたい。こうおおせられまして、この点
助役さんにお願いいいたしたいのであります。教育債
券、もうなにも発行してよきを長期返済の形で市が
市債を起すことのできないか、何らかう方法で膨大
な予算がいります。その方法を講ずる道はない
のか、この点助役さんにお願いいいたしたいのであります。
教育長さんに来年度から新しく小中学校の校舎の
校舎というものは、各教室の企画といひますか、そういう
ものがあつていく面があるや、承つておられますか、そう

いうことが将来あり得るかどうぬ、その点をお伺いし、
 てき得れば鉄筋で全額起債のような方式が一番
 いいんですが、何れ困るといふことでもなく、もう少し、研究
 まで、これを解決する道はないか、そういう努力を
 していただきたい。こう考えますので、その点についてお
 伺いしたいと思ひます。

・助役(小島武勇君) 第一点でございますが、市が単独に
 起債を起してやる方法ということでございますが、この
 点につきましては、過去におきまして、熊山高枝がやった
 ことがございますが、市承知の通り起債施策口を切り
 国ウツク内において操作するといふたてまえになつてお
 り、そのときも市承知のようになし市債と申して
 際り上げ償還を命じられた苦しい体験を持つておる
 わけでございます。特別に国からウツクウツク範囲内に

おいて起債を認めるというところでございすので、市が単
独に起債を起すという事は困難ではないかというふ
うに考えております。

一カー！今片承知の通り教育ではございませんが、未
その他、任事におきまーては、別途な方法でいりゆる会
社的なものを依つてやるような方法もございすので、こ
ういう点につきまーては、もう一度研究いたらないと思ひ
ます。私、今持つておる知識におきまーては、単独起債
は、不可能ではないか。私自身現在には考えておりませぬが、そ
う点もうサー研究していただきたいと思ひます。

。教育長（工藤和夫君）只今の教室の企画ということでは、
ます、これは、私まだ聞いておりませぬが、建築法は、坪で
なくメートル法にしろうかと思ひます。

なお、鉄筋化につきまーては、国、補助の單価を引き上げる

こととできるだけ今後には、鉄筋化すべくということは、強
く要望しておきますので、こゝが具体化—たとき、我々もそ
の豫に、そこで大きく立案をして見たい。こういうふうにして
おきます。

・二五番(森生田七郎君) — 二教育長さんにお伺いいたいでござ
います。先ほど山田議員から申されたごとく、こゝに
陳情請願が出て市会で採択して、—か、もうそのうち實現
されたものは、きりめて下さい。こゝは、市の財政から—
めるところであり、ますが、そうなるかと採択—た市会もきり
めて權威が薄くなる、といひますか、非常に權威の問題
に、おぼろしく思つてあります。

そこで、お伺いいたひことは、こゝに陳情請願、或いは陳情によ
つて、やらずに先ほど山田議員が、いうふうにおぼろしく教育長と
しては、危険校舍も相当あると申してあります。—

もうを合めた校舎優先の立場から校舎のみを限定して
評定といひますか、優秀というもつう順位といふものを決
めておるか、もう一つは、校舎優先でありませすけれども、校
舎並びに講堂、体育館を合めた総合的な教育に対
しての危険度が多い少い、そのウエイトの順位というも
のを決定しておるか、そういうことをお伺いしたい。

第二は、市長さんにお伺いしたいのですが、なるほど教育長さ
んは、ただいま聞きましますと、技本的対策は鉄筋化と
いうことを非常に強調されておる上、司当局もこれを奨
励されておる。まことに結構であります。

一、一、財政からいつて鉄筋化ということとは、困難性があ
る。そこで市長さんにお伺いしたいことは、危険校舎とわか
えておるものでございませすから、まずもつて危険の解消とい
う立場から或いは必要があれば木造にふつて、まず危険

と解消してそれから黙政うおもむくところによつて鉄筋
 化に踏み切る考えが、或いは、最初から鉄筋化について
 万難を排して校舎をやめるのか、この点であります。教育
 機会均等の立場からいえますと、むずかしい問題で
 あります。この二点について教育長並びに市長さんの
 答弁を願いたいのであります。

・教育長（工藤和平君）お答えいたします。危険度と申しま
 すことは大きな台風でありますとか、いわゆる耐力度とい
 うことでありまして、これは、県の専任技術者になります。
 全市の建物が危険度、耐力度というものが、計算さ
 れたのであります。その計算の結果が私の手にござ
 いますので、耐力度のひどいものから、序列を付けまして
 このを具体的にどのの学校には、序列の何番目のも
 のが、何棟ある。これを勘案いたしまして、いわゆる学校

の序列を私なりに考えてございます。まだ教育委員会にはおかけませんが、総合的な企画があるかどうかという片賛向でございますが、新年度、教育予算を依るに当りまして、まず、頭にきますことは、危険校舎の問題もありませんし、また中学校の技術家庭科という問題は三十七年度に完成しなければならぬ問題がいまだにございません。これも是が非でもやらなければならぬ、なお、その他の建物といふことで、便所とか、或いは、理科室でありますとか、いろいろな学校運営上、教育の遂行上、欠くべからざる建物、問題が山積しておるわけでございます。

さらに高等学校の問題、幼稚園の問題、これらと基本的に残つた柱を建てまして、これを現場の学校に具体的に、少り割りまして、それに数字を盛りまして、そうして、年度の

建設費の大体四千五百万円でございまいたぬ、それを五千
万円位に見積りまして、これが何年位に遂行できるぬという
ことを立案中で大体、目算がつかぬところでもございませう。
いわゆる、総合的な施策に入るところでもございませう。

なお、このにつきましては、新市町村建設計画がありま
うので、これも完成せねばならぬ。こういう状況でもございま
す。
市長(本間 義彦) 老朽校舎につきましても、一時的に
まいておる。新しく金校舎を新築する場合には、ど
んな犠牲を払っても鉄筋でやる。こう考えております。

・二五番(本間 義彦)(荻生田七郎君) 市長さん、片答弁ま
とにうなづけけるのでございませうが、ただ市の財政に鑑
みて危険度の問題ですけれども、教育の機会均等
という立場から、まずもって危険だというものを、そう
して、面を解消して、それから、鉄筋に踏切切るべきで

はむいかという意見と万難を排して、まずもって危険校舎は残しても第一、危険校舎を鉄筋化するのか。

市長(本間 讓君) 危険校舎につきましても、先日は申し上げましたように、応急修理を以て、それを間に合ひしていただきましても、新しく全校舎を建てような場合に予算の許す範囲で鉄筋化していきなさい。

こう考えております。

三五番(松本藤太郎君) 教育面より予算というものは、年々ふえて、相当膨大な予算は持っておりますが、学校建物に対する計画、或いは物品に対する計画等も建ててあるのですが、このがなかなか思うようにはいかない。

そのうちにこういったような危険校舎というような請願が出てくる。こういうことでございしますが、今日まで陳情請願が出てましても、議会だけは、通るが実施しない。

こういふ面が非常に廣かった。一わい。今回はこの精
 願を機として採択されたならば、熱意を持ってその機
 材をさうように努力する。こういうことが、約束されたと思
 います。 そういふ中で、最後のものを見ますと、「三十九
 年度に新築をしてほしい」と云々という請願の中にある
 のですが、非常に非常に予算を伴う問題でありまして私
 ども議会人として来年度この体育館をやるのだと
 いうことをここで採択してしよう。 こういうことが、
 責任を我々も持って採択した以上、そういう気が強け
 れば強いほい年度を銘記したもつ不安を感じる。
 審議権を持つ。我々としてには感ずるわけなんです。
 紹介議員さんにも尋ねます。 ですが、そういうことは
 私に考えを持ってますが、予算面において何かよほ
 の確信でもあつてうことなや。 或いはどういふことな

か。そういう点を考慮させたいと思っております。

・三番(小柴孝君)お答えいたします。三十九年度と銘記したわけでございますが、実際は、取年度であるが、次年度においては、という問題が合ったと思っております。文面では、そこで相当強硬に私の方は、意思が是非来年はやってくよという姿が三十九年度となつたわけで、予算の方のやりくりの問題は一々教育長さん、或いは、市長さんにお尋ね由りて検討した上において、三十九年度という姿になつたわけではございません。ただ、三十九年度に是非やっていただきたいという意思をここに示したわけでございまして、この線がまともですと、やはり、体育館でございまして、地元の方である程度の点はやるのだということにならば、その線にそつて一部負担をかけるにはならぬという姿が、この文面に三十九年度、こういう姿に

行ったわけでございます。三十九年度では、どうしてもで
 きないのだということになります。また次の年度、いわゆる
 さつき、教育長さんがいわれたところの年次計画である
 ということだったから結構でございますが、地元といえま
 ーでは、年次計画になればなるほど、これが五年、六年
 ということになれば、子供の方がけがをうたりお場合がで
 きまゝで、非常に床の修理だとか、危険性を考慮し
 て、やらなければならぬということと、子供たちが悪い
 切った運動がでないというところの問題があるわけが
 そういう面から考えましても、三十九年度は根拠があ
 るやというところ、地区の皆さんに協力を求めるためにいつに
 なるか、いわゆるないぞというよりも、三十九年度と出し
 た方が地元といっても盛り上ってくるということでおそら
 く文面にあります。三十九年度という問題は出たのが

はなしかと思ひます。

予算ができたから、三十九年度というふうなわけではございませぬ。従いまゝで、三十九年度 そのもうをあまり重視いたしますと、おそろしく腹をく削いて予算が今年あるからやるのだということに口をば、請願書はいらなくなるのでありまして、この際でもつて是非、やっていたらよいという請願でございしますのでその点、ゆるぎ承願いたひと思ひます。

・三五番(松本藤太郎君)地元の区民としては当然のことだと思ひます。ただ、ここで審議する議会の場と一々場合、やはり立場がかわってくる。

それから三十九年度にやることと反対してあるということではないけれども、その点一つ、理解願いたひと思ひます。要するに今までのようにな陳情、請願の扱ひ

となり、今度は採択された以上、十分これを実施させる
 議会もこの実施に向けて推進させ、これを監視
 して行かむければならぬ。そういう先ほどの約束があ
 ったはずでござりますので、そういう内容があらば、あ
 るほど山積してある教育の面に多く予算を拂
 げることなんでしょうから、そういう点でもつて、懸念され
 て申し上げたようなわけでもござります。私はこの点につ
 いて、これを採択してやるのだということになれば、膨大な予
 算が拘束されてくる。そういうふうなまで考えたら、ら
 申し上げたわけでもござります。そういう意味で予算は
 我々が審議するのだ。来年度の四中の体育館については
 さまじいのだということもまだ、予算審議をしない前
 から出ていくということも懸念してあるわけでもござります
 でありますので、当局によって来年度やらなくても、延ば

すといふことにも相なる。早急にかゝるなる。小柴さんのお
話では、必ずしも来年といふことではないといふならば、
やはり大きな予算も必要とするものでございませう。で早
急といふ言葉にいていたれば、~~我々~~我々も一々も三
十九年度に実施させる気持ちでやっています。こういう考
えでございします。

・二二番(君塚喜三君) 房南中学校の危険校舎の請願書
まことに切実なうたわいであとだけに四中の新築は、せい
だくな感を受ければなうで、あります。一カーなから、他
の中学校、二中にいたる一々でも、西河中学校にいたし
こ一でも、立派な講堂兼体育館を持ってあります。
等しく、館山市の中学校であつたので、教材はそうでありま
すが、教育施設につきまよいて、大きな差があつてはならぬ
と考えるわけであります。 事実言わぬような危険校

舎といふことでありますならば、何をして置いてもらひな
ければならぬと考へます。同時に各中学校の差を以て
みるだけ少くするにめぐらさう。この問題をこそ、年次計画
の中に金中学校のものを盛って配慮していただくが
いいではなないか。私はこのように考へます。

教育長さんのお考へをまことに願ひたいと思ひます。
教育長（工藤和平君）四中の屋内体育館の建設にか
らんで金市の金中学校の輪総合的な考へを持って、
こういうやり方があるように受け取ったのであります。先
ほい來申し上げましたように幾本かの基本的な考へ方
の中に中学校の問題を取り上げてあります。

その他建物といふのは、理科室ばかりではございません
で、屋内体育館といふことが入つておるわけでございます。
すなはち、西岬中学校の体育館もいろいろの經費の節約

を受けまいにため、中学校の子供がのびのびと運動できる体育館ではなかったように思います。

今後、建てます場合に百五十坪以上、鉄骨のものにしたいというので、年次計画の中に織り込んでいくわけでございます。

二一番(石井正君)市長さんにお伺いしたいと思っております。

過去、私がやはりこのような問題について、教育環境の整備については、幾花式ではいかぬ、計画を立てて年次

計画でやっていくというのを申し込んだことがございしますが、今回、請願書が残つたので、そこで、その感さした、強くなるわけでもございしますが、教育長さんは、五カ年計画をただ今、立案中で、ほぼ、完成したというお言葉であります。が、先ほど来、いろいろ出ておりますが、請願々々といつても、それが、実現さへないというところに問題があるわけ

で、今度また、那古小学校はじめて、開くところになります
と、次の機会に四・五件、精願が出る。とやらについて、いわけ
る。結論が五カ年計画というところで、まよ—て、それか、実
施—は、いはい、いわけですが、その五カ年計画を市長が、実
施—なければ、何にもならぬことであり、まよ—て、その点に
つきま—て、市長さんが、五カ年計画について、どういふ腹を
持っているかというのを、お聞きしたい。

・市長(本間 謙君) 教育委員会の方針に、こちらは協力—ま
—して、その実現を期—たい。こういうふうな考えであります。
・二番(石井 正君) それでは、要望いた—たいと思—います。が、
教育長さん、今、お聞き—うように、市長さんが、教育委員会
の計画に従—て、協力—したいというふうな、おありがたい。
お言葉であります。前回、二中の校舎の祝賀式、挨拶
の中、に、来年は、教育に重点を置く、—と、いうことを、お聞き—

いっております。この五年計画は非常に権威がある
ものになると思います。そうではなければならぬと思いま
すが、只今、各学校に、いりゆる整備の関係で調査を
したことを聞いております。しかし、これはやはり客観
性がある。しかも可能性のあるものでなくては、いけないと
思いますので、十分研究資料を調査さしめて、立派
な五年計画を立てていただきたい。このように要望
して、ただいま出ました四中講堂の請願につきましてもは
賛成をいたりたいと思っております。

○六番(岡武夫君)四中の体育館の問題ですが、私も現
在の講堂を見て、承知しておるのであります。あの
講堂と称するほど、うらもつては、非常に子供たち
は、かわいそうであります。これは、早急に取りつくりたい
のを、依ってやらなければならぬと、私も常々思っております。

が、従いまゝして、本情願書につきまゝしては、金面的に
 賛成いたします。 問題は取源の肉題でありませんが、

先ほど飯田議員から学校債の問題が出まゝして、非
 常に示唆のあるお話だと私も同感でございます。

私も南房州の優良道路の取源であつた金の集め
 方を県がやった。お話を聞いて、ひとり学校債といわず
 何かあつた取源の集め方ができぬのか、考えておる
 わけですが、特に学校債になると、やりようによつては、できる
 ではないかというふうな考えを持ってあります。

そこで、助役さんにお伺いしたいのですが、館山高校の学
 校債の場合には、当時、国や県に内緒で市だけが、学校
 自体に債券を集めようとしたわけでありまして、表面化し
 いかぬといふことで返つたといふ現状だと思ひます。

最初から国や県と折衝して例えは金計融機関なん

かに交渉して全額銀行の金繰りやワケ内において引き
受けらるるというような金額であれば、渠之國も了解す
るのではないかというふうに考えられるわけでありませう。

どうや、この問題で真剣に研究していただきたいと思つ
つてあります。助役さんのお考えは、いかがであります
しょうか。

・助役(小出武男君)先ほど飯田議員に申し上げました通り
まだ、私も初めてケースでございます。市自体で市債
を起すすというところにありますと、マダリ上級官庁の
ワケをもらわなければならぬというところがいえまと思つた
そういうわけで市債が起せるかどうか、学校債などは非
常にそういう面ではないかと思つて、その方法において、まだ
研究が足りませぬので、もうサー、研究して見たいと思つて、
これを何かほかの機関にやつてもらつて、市が幾分の投資

まーなり、そういう方向である機関にやってもらうということなら、可能性がありはーないかという義もするもので、すが、市自体で市債を起すということになれば、相当の制約が、あるのではないかというふうに考えっております。でも、もう、少し、勉強の余地を与えていただきたいと思っております。

・二四番(島野茂樹郎君)教育長さんに、お伺いいたします。釧路市に現在非常に危険校舎が多い。それは、年次計画画において、逐次直して行くのだという中、決事だったわけですが、年次計画画、今、立案中ということでございますけれども、実際には、いつ頃、この計画ができて、何年度から実施して行くのだ。年次計画というものの内容について、もう少し、具体的にいつから、この計画によって、実施するのだという、こと、例えば、三十九年度から実施するのだという計画

画がいつできていつから実施するのだというふうなことをもう
うさし、具体的ににはつきり答えていただきたい。
。教育長（工藤和平君）も答えていただきます。幾本かの柱を立てる
と申し上げたいが、これが相当数ございします。基本的
な考え方の中に給食室、いろんな問題があるわけですが、
そういうものを全部入りまいて、それを各校に具体的に当
りまいて、さらに教員に現わしてまうと、まず、三十九年度
が優先的に考えまうで、それから、はずれたものが、逐次年
度が下っていく。従いまうで、今のところ大体の目安がつか
まらぬが、全部我々の希望を入れますの、五年か六年か
七年か八年か、実績はそうでございしますから、私も、
五カ年とは申してありませんが、長期計画からよって我々の
理想達成に努力したい。三十九年度を基点として
解消していきたい。こういうことでございします。

・二六番(鈴木孝君) 四中の請願書は採扱していただくことに賛成でありますが、先ほど小柴さんからの説明であそこは講堂といっても、ちよつと一ヶ所鳥小屋のようにならうで是非採扱していただくかと思つております。

それにつきまゝ一中ですが、一中もやはり小柴さんといひたい通り合致する点が多い。一かも、二階であつて全員が収容できる。半教位一か、収容できない。雨の降る日は、金部同トですが、一中は、風う日はあつた場所です。ほら、できな。そういう点もありはすので、是非一中も加えていただくかと思ひます。

先ほど教生田さんの質問で教育長先生青写真ができておるかというのを質問されたとき、答弁に序列ができておる。一中もその序列に入つておることと思ひますが、その点はお問い合わせいたします。

・教育長(工藤和平君)長期計画の中に全部一中は不適確
校舎の一つでございまして、考慮してございします。

・二六番(鈴木孝君)火へんがっかりな。長期計画の中に
は入っておる。やはり早急計画の中に入っておるからよろしく
考えておたうですが、あそこも生徒数は相当多い。非
常に二階で不便である。

早急計画の中に入れていただきたい。既に学区民は、先は
いお話のあったように陳情書なり、請願書なり、必ず
近いうちにまると思います。その準備をして積み立
ても始めたいようですから是非一つその点をお含み願
いたいと思ひます。

・二四番(志村信彦君)先ほど助役さんが学校問題について
市債は考えて見るとおっしゃったからいいんです。が、た
まよ前に鎌ヶ高校の問題のときは市債ではななくて

あつは期成同盟会長の名で起債をして、此期限までこのいでお返していただくことがありますが、市が直接でなくて、期成同盟会が何か依りまして、会長名で発行ができて得ると思ひますが、その点お伺ひたいと思ひます。

・助役(小島武勇君)非常にその点デリケートな面がございまして、館山高校の場合に確かに特殊な団体が、ローカー、借入は、市だと思ひますが、市が債務補償をしてあるということですね。この問題につきましても、もう少し勉強して見たいと思ひますから、市以外の団体が後援会だの組織してやるということはおできないと思ひます。

・一三番(菊井敏博君)私は要望でありますが大丸山ローカーも館南ローカーも、館山市の十人ローカー予算の町において

すら鉄筋コンクリートの立派な学校がでできる。

熱意を持ってやれば必ずできてくる。請願書を採択してこいさやるといふことになりますと、毎朝期、会議に出て同ドことを繰り返す、そのためにも、専断の教育委員が一々議会をりずらわすけれども、P.T.A. 学校と結一合つて我々は五カ年計画、七カ年計画と作るうだといふ信念のもとに指指守りていけばもっと円滑にいく。このよう口教育問題をこのよう取り上げてもできる、こういう問題を一々議会に取り上げることが恥だ。その点を教育委員会へ責任ある態度によつてこいさ学校、P.T.A.に私は我々の前に出す前に納得さうしてもらいたいと思つのであります。

。三二番(三氏菊君)質疑を打ち切りユ一て採決を願いた
いと思ひます。

・二三番(中村者吾君)先ほど松本議員から質問があつて
要望が出さへておるわけで「三十九年度」という字句を
やはり房南中学校と同様様に「早急」という言葉
に書きかえていただきたいということが、吾々として出さ
れておりますが、その問題さどう採決に当たって処理さ
すのだろうか。

・議長(黒川佐太郎君)それは採決するまいないかの問題だ
らうと思ひます。

「三十九年度」の含みがある答弁ですから、その点片
了承願したいと思ひます。

本請願書は討論者略採決するに由異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)由異議なしと認めます。よつて本採決

採択を以てした。なお本請願書は市長並びに教育
委員会に送付することに中興議ありませんか。

(「興議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)中興議なしと認めます。よつてさう
手続さいたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時八分 再開

・議長(黒川佐太郎君)午後出席議員数、三十四名。

休憩前に引き続き議事を続きます。

日程第三、報告第十号、報告第十一号を一括上程いた
します。

報告第十号、非常勤の特別取の取員に係る報酬及

び費用弁償の特別に關する条例の制定

に關する専決処分報告

報告第十一号、昭和三十八年度館山市歳入歳出予算の追

加に關する専決処分報告

・選管書記長(大嶋重義君)報告第十号、並びに第十一号につ

きまゝにて一括説明申し上げます。

市承知のことと存しますが、今度の衆議院議員の統

選挙につきまゝでは、特に統選挙だけに限りまゝで、衆

議院議員選挙の統選挙に關する臨時特別法が公布

されまゝで、この規定に基いて執行することに相なったので

ございます。

この特別法中に特に市町の条例に關連するものは、投

票時間二時間より延長に伴ひまゝで、投票、南票管理若

投票・南票の立会人の報酬額の引上げのことについて、手算面におきましても、これらの人件費の増給、それから玄装ポスター掲示板の増設、個人廣税会の公費立札の増設に伴う経費の増額が、おまな事項でございます。

報告第十号の特例に関する条例でございますが、ただいま申し上げました通り、特例法に基きまして、本市の非常勤の特別取組職員に係る報酬及び費用平償に關する条例を特例法の基準通り制定いたしたわけでございます。即ち、投票・南票管理者の日額報酬につきましても、現行五百円でございしますが、これを千二百円に投票・南票立会人の日額、これが現行四百円を千円に引上げ支給する内容のものでございまして、それから次に報告第十一号の追加手算でございますが、

片案内のよろに国会議員の選挙執行の経費につき
ま—ては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に
対する法律という法律がございまして、これに基いて経
費まはじき出すことになつておるのでございませう。

本予算もこの基準法と一部の特例法とに準拠いた
し、ま—で、ここに追加予算を計上したわけでございませう。
この内容を申し上げますと、十一款選挙費六項、衆議院
議員選挙及び最高裁判所裁判官、国民審査費
といひ、ま—で、百七十三万三百万余をお願ひいたうでござ
います。ま—で、この内容といひ、ま—では報酬でございませう。
先ほどう値上げの分付記にございませう。ま—で、このが、
七万九千六百円。

それから、旅費でございませうが、五万五千円、おもひもつを
申し上げますと、委員の費用弁償五千円、普偏旅費五

万円、これはおもに行政区の担当取員をもちよめて、それぞ
れ受け持っておまゝでございしますが、このらの取員が約百
五十人おります。このらの取員がそれぞれ入場券の配
布、あるいは補充選挙人名簿の申請あつせひ、或いは
広報、こういったものも市内出張として出ますので、このらの
旅費が、大部分で、四万二千円でございます。

それから、取員手当が三十九万五千二百円でございしますが、
これは、全部取員の超過勤務手当でございます。これ
につきまゝでは、大体投票事務が十五万円、開票事
務十八万二千円、この選挙事務のための準備事務
が六万三千円、こういう内容でございます。

あと、おもなものは、消耗品費で三十三万ございしますが、こ
れは、先ほど申し上げました通り、この選挙に限りよめて
ポスターの大量設置場が一投票区三カ所、一カ所

五カ所というふうになりまゝの關係上、このためにボス
1の設置費が大部分でございます。こゝが、約十
五カ所分二十九万二千円余でございます。その他に
五札がふえまゝなので立看板の器具費というものが
三十三万の内容でございます。

なお、實際の交付される額は多少、こゝよりもふえるかと
思っております。

十月三十一日公示、十一月二十一日優待というおめだた
い日程でございます。一、裁令招集のいとまがございませ
んで、地方自治法百七十九条第一項の規定によ
り専決処分を願ひたい次第でございます。

・二三番(中村省吾君)つらぬない質問、ようございませぬが、
特例法の中で日額ということが、出ておりますが、日額
の性格、解釈はどのようなか、お考えになつておらぬか、中

読者願いたいと思ひます。

それから関連してくるところでございますが、増額をいたすという増額の考え方、五百円を千二百円というものがどういうわけで増額されてきておるや、ということが私の考えでは関連性があるようにも思へるのですが、その点、特別のことがあつたらどうか。

。後著書記長（大嶋重教君）第一点でございますが、日類のことでございますが、こゝにつきましても、別に法の上から解釈いたすものはございませんが、要するに一日という解釈でございます。こゝが今までは、午前と時から、午後と時までということであつたのが、延びた点から、一応増額というように上の方から増額う趣旨が参つております。それから増額の件でございますが、特別の音々味はございません。

・二三番(中村者吾君) そうしますと、解釈で予算を見ましても、用票立会人の方が一日ということになり、すすと、用票は二日間たれたる。二十一日から二十二日になった。

そういう意味の日額ということになると、二日分支給しなけらばならぬ。こういうことになり、うですすが、十二時を過ぎると二十一日になると、そつと点をどうも考えになつて、選管書記長(大嶋重義君)用票立会人の場合でございませうが、これは、用票が翌日にまたがっても、その覆^覆算の用票に限り、一回分と申します。二日にまたがってもその場合は、一日分として計算でございませう。

・二三番(中村者吾君)一回分として計算、そのことが日額という私が聞いた性格の中から、正しい答えにならぬかどうかという事です。日額というふうに条例で示してある事です。日額というものが、性格を考慮したいというふうな思つた。

南票の場合には、当然二日分だ。二日分支給しなければならぬではないか。一回分というのなら、日額という言葉を使わない。日額ときめた以上、二日分支給しなければならぬ。従って一回分だと思ふということになって、そういう点が特例法の中で、銀記さかてあるかないか。知りたかった。ないとすれば、日額をということになりますとおおしくなる。こゝを生かすとすれば、南票五人の場合には、二日分支給しなければならぬ。

。受書書記長(大嶋重義君)基準法の第十四条で規定されておるのでございますが、「一日につき千二百円」それから「千円」こういうふうな読みかえ規定でございませう。

私の方では、今までそういう二日分またがってある場合も一日分ということでは、支給して参つておりまして、横行によりまして、一日分として支給いたしておる次第でございませう。

・二三番(中村者吾君)本会議です。からうそむやにできなひ。日
類というものを定めておる。に現実に二日間働いておる。
積行として一日とみなすということはおかしい。私がこういうこ
とを発言しなればよかつたかも知れませんが、一応発言して
おなたう方から日類の性格を聞いて一日分だということ
とになつてきて、実際は二日になつたということ。二日どうしても
払ひなけければならぬ。だからそこでもって五百円が千二百
円になつた。そのことは多分に金額の中、にさういうものを
如味しておる。だということなら、私も納得したかも知れな
せん。そこで、増額したことが、日類と実働性があつた
ではないかということをお申し上げなつておる。

夜間働くなり翌日にもおめる問題で、よから、この報
酬に限つて、このように増額するのだということが、特例法
の中であつた。ではおいらが、と思つたから聞いた。さういうもの

がむけは、このように予算を組むむけはむらぬと思ふ。
議長(黒川佐太郎君) 休憩いたします。

午後 二時 二十七分

休憩

午後 二時 三十分

再開

議長(黒川佐太郎君) 休憩前に引続き議事会を開きます。

一、齋(辻田実君) 歳末の部でもって四節の普通旅費五万円という事とところで、投票用紙の依頼に大人ということでは

説明してより、たが投票用紙の依頼につきまゝでは、市の取員でなくても、外部の方たちに依頼してもできまゝということになりまして、千葉県下の一部でもそういうふうになつておきます。そういう点について、普通旅費は、全部市の取員が行政に担当の人が全部配ったのか。

それだけについて支給して頂く。それ以外の人もこの中に含まれておきますか。

・選挙書記長(大嶋重義君)只今市内在費の五万円でございますが、投票用紙というお帖でございますが、入場券でございませう。ニハハ配布でございますが、これは全部市行政に担当取員に委嘱してございませう。それ以外有権者の家庭に配布の配りでおまわりでございませう。それで一番大事なことは選挙のときに選挙権のある人は名簿から漏れて、そのため投票が出来ないということにあつては一番いけないことでございませうので、この点に主力を注ぎまして、そのためには、補充選挙人名簿の登録期間中に早く入場券を配ることによつて有権者が家庭で名簿漏れを発見したり或いは行政区の人達にサービス的になまらうですけれども、回つて来たときに

お願いして、こぼれを妨ぐということから、行政区の職員を
して、入場券の配付をしてもらうので、ほかの団体を利用して
もよろしいのでございますが、この関係につきましても、市
の職員がそれぞれ受け持っておりますと、非常に受け持
ち地域もふくめられておりますので、こういう名簿漏れを
防ぐということからも、この方法でやっていきたいと思つて
あります。

二番(辻田実君)内部の人で配らなくてある場合には、い
けですが、外部の人たちが、やっていると、場合、いろいろ問題が
ありますから、そういう事故のないように、誤解のないように
これから内部の方でやっていたら、だいたいと思つて、

・議長(黒川佐太郎君)こゝにて、質疑を打ち切り、両案と原案
通り可決することに決し、質疑ありませんか。

(「美哉なし」と呼ぶ者あり)

・議長(眞川佐太郎君)中興議カレと認めます。よつて決まら

日程第四報告第十二号

(書記胡統)

報告第十二号

館山市厚生年金保険被保険者休養

施設設置条例の一部を改正する条例の

制定に関する専決処分報告

・親文議長(小沢正治君)報告第十二号でございすが、長たら

しい条例でございすが、鳩山荘の使用料の改正でございま

す。当市で整潔する鳩山荘は、厚生省で指導管理する

国民宿舎でございまして、国民宿舎の設置基準或いは

使用料等につきましては、厚生省の事務次官通達という

形で通達が出されて、これに基きまして、全国の国民

宿舎管理者会議に呼びらひまして、その結果、それぞい

料金の改正を厚生省の指導方針通りに行なうか、或い

は、ある程度改定を加えて行なうか、ということについて決定を
見よわけでございます。

本年事務次官通達に基きまして、厚生省の国立公園部
で、東西二つのブロックに分けまして全国の国民宿舎管理者
会議をもちまして、最終決定を見たうが、十月の三十日
でございます。それで施行を十一月一日ということに打合せ
をしまして、その通り実施しようという決議がなされたため、十
一月一日に施行するたためには、このよう口条創改定の手続
が必要でございます。従いまして、議会を招集する暇も
ございませんので、自衛法百七十九条の適用をいたしまして
専決処分により条創を公布して条創を旅行の次
でございます。

その内容でございますが、従前宿泊料も三百円、一本立て
でございます。ただ天々未満については、半額とすまということ

それから朝食、昼食、それぞつ百円、夕食二百円というふうな規定をしておりましたのを、今般、こゝにございませうように一般中学生徒、児童、大々未滿というふうに分けまゝして、一般の中には、高校生以上を含めるということでございまして、段階別にして、それぞつ料金の改定をいたしてあげてございませう。

朝食にいたしても、昼食或いは弁当にいたしても、それぞつ段階を設けまゝして、改正したということ、夕食につきましても、そう通りでございませう。

それから、従前、奨励料につきまゝしては、奨賞徴収の形で徴収しておつたのでございませうが、こゝ際、はつきりと、条例規定で厚生省の指示に基いた料金を五十円と三十円に分けてはつきりさせようという次でございませう。

次に、帰料につきまゝしては、大体厚生省の指導方針という決定を見まゝに、こゝ通り百円ということ、特に

特別室につきまゝでは、若干、ほかの室と差を付けて、やはり高
めの一応、各室のバランスを考慮して定めたい次第でございます
十一月一日から、全国一斉に実施して、おまゝ次第でございます
。議長（黒川佐太郎君）本案は、質疑を打ち切り、討論省略
原案通り可決すべしと呼ぶ者あり、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒川佐太郎君）片異議なしと認めます。よって、本案は
原案通り承認さしこゝす。

日程第五、議案第百八号、議案第百九号一括上程いた
します。

（書記朗読）

議案第百八号 館山高等学校工業課程の備品購入契
約の締結について、

議案第百九号 館山高等学校工業課程の備品購入

契約の締結について

。庶務課長(干場伊右エ力君)儀業第百八号、百九号について
一括で説明申し上げます。

館と高等学校の工業課程の設備費といたいまゝで、当初
予算に七百二十万円を計上いたいまゝだが、まず、その一次分
といたいまゝで、電気科七十九万七千二百二十円、化学工業
科百五万七千五百円、合計百八十五万四千六百二十円
購入いたいまゝだが、今回第三次分といたいまゝで購入予
定電気科百六十二万四千十円、五十五品目、九十件、化
学工業科三百六万三千六百五十円、六十品目、三百六件、
こゝを次の五業者を指定いたいまゝして、競争入札を行な
いまゝだ。

- 千葉県教材株式会社
- 株式会社
- 木村電気工業所
- 神
- 電気工業株式会社
- 福井電気株式会社
- 望月紙店以

上五社でございませう。

入札の結果は、電気科が百四十三万八千二百円、木村電気工業所でございませう。

化学工業科の方は、二百七十一万八千円です。葉果教授株式会社が落札いたしました。

第一次、第二次分を合わせまして、電気科二百二十万五千三百二十円、化学工業科が三百七十八万五千五百円、合計六百二十八万二千円となりまして、残余が百七十九千八百八十円あります。これは第三次分として、化学工業科の方として、現在、新築してあります。あつがでさうあります。と、教材を購入するものに残してあります。

以上うような次第でございませう。よろしくお尋ね願ひは、どまお願ひいたします。

議長(里内佐太郎君) 本業はこれにて質疑を打ち切り、村

まず、本業の趣旨から申し上げますと、国民健康保険料の
低所得者に対する保険料の軽減措置でございます。
その軽減する対象につきましては、大蔵省と厚生省との
間で、今まで長い期間折衝を重ねられたと聞いております。
ようやくでまじりまじりな案が軽減する対象でございます。
それを一部該当者と二部該当者二通りに分けて軽減
するということになってきたわけでございます。

まず、軽減する該当者、一号該当者というものは、総所得
金額の九万円以下の世帯に対する軽減。九万円を越え
て、世帯主を除きまじりたその世帯の被保険者の数に一人
一万五千元を乗じた額を九万円をプラスした金額以
下の世帯、これを二号該当者世帯としております。
九万円以下の世帯に対する軽減は均等割でその均等
割の十分の六を計上する世帯、平等割も十分の六、これ

と才一該當世帯の軽減措置でございます。

ニ号該當世帯例えば五人世帯でございますと、世帯主をわけて九万円を見れば金額、つまり十五万円でございます。十五万円以下の所得者に対する軽減が均等割で十分の四、世帯平等割で十分の四、これを軽減する。というが、本来の趣旨でございます。その場合には、所得の計算は、所得税、それから累市民税という種々の控除を引かひい現むま所得、そのまゝというのだという規定でございます。つまり、その世帯の所得そのまゝの総所得金額で先ほど申し上げました金額以下に該當する世帯に該當するのだ。それは、三十八年度当初にさか上つて賦課期日現在でその該當世帯を把握するのだということでございます。

その後、被保険者の資格を取得した場合、或いは、

喪失した場合、その都度、その率において軽減措置を
すまい。以上が改定、要旨でございます。

次に条を道って申し上げます。二十条、第一項及び第二項
を次のように改める。二十条の規定と申しますと、第一項が
被保険者、資格の発生した場合、そのから二項の場合
は、喪失した場合の賦課の仕方が規定されておまわ
けでございます。なお、そこに今度の改正を要するこ
とになりまうのは、先ほど申しました軽減措置を
そのついで、軽減する事項を設けることになりまうので、
二十条、第一項及び二項の改正が必要。つまり、軽減措
置と資格の取得、そのから喪失等に合わせて軽減を
その目割をもって軽減も一くは賦課と一く。
こういう規定でございます。

次に二十一條の二でございます。これが今度の減税措置

置う新しく設けられた一条でございます。一号の規定は
先ほど申しました該当者の方でございます。

つまり総所得金額を抑えてそれで九万円以下の場合軽減
減すやうだということです。一号の次のイとロがございます
が、イの方が均等割、ロの方が平等割、

次の二号でございます。これが先ほど申し上げました二号該
当者の場合、軽減の仕方で一前号に規定する築所得
金額の合計が地方税法三百十四条の二第一項第六号
に掲げる金額に一萬五千円に当該年度の賦課期日
現在における被保険者、世帯主を除く、乗じて得た額
を越えない世帯に於て保険料、納付額に前号に該当
する。第一号に該当しない者で、これに該当する者が、二号
に該当するに於て次に掲げるイとロつまり均等割、平等割を
中から軽減するやうだということです。

次に二項ですが、第十九条第二項及び第三項の規定は、前項イ、ロに規定する類、決定しというものは、準用規定でござい
います。

十六条の二項及び三項というものは、当市の保険料計算の
際、端数計算と第三項の規定は、保険料率が決定
した場合に直ちに告知しなければならぬという規定で
ございいます。

従つて本条でいう準用いたしよらうは、今回軽減さ
す類が決定された場合、直ちにその類を告知しなければ
ならないという準用規定でございいます。なお、この条例は
公布の日から施行しよらうで、三十八年度分、当初からこの
軽減措置を計算し直すわけでございます。当市は、
第四期分まで納付しておりましたので、第五期、六期に
おいてこの軽減措置を行なうわけでございいます。

なお、この軽減措置に要します財源と申します。これは、そのは、全部国の調整交付金をもって、これをまかなうということになっております。以上でございます。

・二四番(島野茂樹町君)軽減措置の適用される人員といひます。概算の位ふる。参考のためにお聞かせ願ひたいと思ひます。

・保険課長(池田亮山君)お答え申し上げます。実は、目下このに対する作業を催めております段階でございます。はつきりした数字は申し上げかねるわけでございますが、大体私たちが見込みとして申し上げらしますことは、一号該当に属する人が千三百世帯見当。約全世帯一に対する十七%。二号該当に該当する世帯が千二百世帯。これが十五%程度に当たって両方合わせると二千五百世帯。約世帯数の三十三%程度がこのに該当するであろうと

思っております。

・議長(黒川佐太郎君) 本案は二小にて質疑を打ち切り原案通り可決するに付異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君) 付異議なしと認めます。よって本案は

原案通り可決されました。

日程第七議案第百十一号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第百十一号 館山市五館山高等学校併設工業

科のうち電気科技舎増築その他工事

請負契約の締結について。

・建設課長(新井重助君) 議案第百十一号について併設説明申

し上げます。

館山高校の工業課程の併設でございますが、これは、今月

の二十日に指名競争入札を行ないまして、指名いたし
た業者は、計工務店、石井工務店、渡辺建設、角工務店
新井建設、高橋工務店、以上六社を呼びまして、競争入札
いたし、まうたところ、計工務店が千八万円をもって落札した
わけでございます。こゝ中に技舎増築、その他とらつてあり
ますが、その他を中、競争明申し上げます。

本館の電気科の教室でございますが、これは、木造二階建スレ
トぶき、建物でございます。延百九十坪、二合、八教室になつ
ております。階下が五室ございまして、実験室でございます。
二階が三教室でございます。以上合計いたしまして、八教室
のもうでございます。その他、工事でございますが、これは、
機械工作実習室が鉄骨平屋で屋根がスレートぶき
でございますが、六十二坪五合、床がモルタル、その他に
変電室ブロック建でございますが、これは、十二坪五合、

渡廊下が鉄骨でございまして三坪五合五厘、鉛排水以上合計千十四万円設計工務店と契約したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

一三番(菊井敏博君)市といまして土木建築に對してどのような基本のもとにこのを見積つて予算化するかということに對してや説明願ひたい。

建設課長(新井重助君)お答えいたします。予算化の場合は概略予算のとき設計費ができておりました。で、この位の建物は坪四万とかいうふうに見積つて実施に當りましては詳細に設計を引きましてそれに對して、予定価格というものを定めます。予定価格のなかの八以内ならば有効ということを取り扱っております。

一三番(菊井敏博君)予算価格を大体業者に對してどの程度のもうけを合むと、耐久年月日はどの程度だと

いうのは、どういふふうに見えますか。

建設課長(新井重助君) 耐久年数は、木造の場合三年から二十五年といふこととございまいしうが、工事を施行する場合は、七割以下は、予算額価格でございしますが、市の条例で七割から九割五分以内でつまり競争入札の場合には七割以下の場合には失格、九十五%の範囲内といふふうになつておりますが、工事そのものの種類によつて、 $\frac{1}{2}$ も十分、 $\frac{1}{3}$ と十分、 $\frac{1}{4}$ と十分、 $\frac{1}{5}$ と十分、その都度、工種によつてさめる。本件の場合は十分、 $\frac{1}{2}$ を取りました。一三番(前井敏博君) 土木建築といふのは、むづかしいので、手を抜けば手を抜けます。

現在、館山市にある学校におきましては、建築後数年にうけたがく、ずいぶんといふようになつて、現在工事をしている。

そこにおきまして、市の予算の二割見当の入札価格をこ

いさやうして現実のものができるという疑問を持っており
ますが、この点いかがでしょうか。

・建設課長(新井重助君)設計をきめまして、予算価格は
二割引かない。予算価格は、二%か三%、それは設計の
内容を見まいて、設計の中に諸経費という欄がございます
まいて、これは、保険料とか、業者の利益というようのも
のがございます。まいて、そういう経費は、諸経費の中に見込
んでございます。そういう予算上の関係上、若い設計ができ
る場合がございます。その場合は、あまり、予定価格を
抑えたいということをやっております。十分の予算で
十分の仕事をやっているにすぎないということ、十分のハから
予定価格に達するまでの方が、最低が落札者というこ
とでございます。

・一三番(菊井敏博君)も願ひ心です。が、なるべく範囲を九

十五%にして業者の立場になつていただいて業者が
手を抜かないというふうなものを依るよう監督して
もらいたいと思ひます。

○一着(吉田勇治郎君)ちよつとお尋ねいたしますが、当初予
算書からいきますと、私が見方が間違つてゐるかもしれ
ませんが、二千二百六十三万電気工事二百七十万円、かよ
うな予算が本件に該当するよう思つては、説
明からいきますと、工事が残つておられるやに解釈しよ
すが、その点はどうか、それからどういうわけで工事が残そ
うなと一たならば、一緒にできないものか、いつやるか、教えて
いただきたい。

・建設課長(新井重助君)この工事で予算通り全部
施行することになっております。

それでは、つてきたというのは、電気料の関係の工事ではない

ますが、これは、当初十教室ということをごさいます。一たが、今
八教室でございました。たわけでございます。

これは、補助がつかないので、来年に回れば、補助がつかんと
いうことでございます。

電気その他は、別途に工事やるので、長いほど設計中ござ
います。昨年度つかなかった校舍にもやっております。

一番(吉田勇治郎君) そうしますと、二百七十坪でございます。
こいの変更になって、現在、百九十坪、こいで、館山高校の
工事は完了する。かように解釈してよろしいですか。教育
委員会にお尋ねいたします。

庶務課長(干場伊右エ内君) 当初予定、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
も八十坪、こい、建設課長が申上げ、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
科の関係が、今年、こい、をやって、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
えないということであり、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、

度に回わいて、そうして補助をもらえるようにするというこ
とで八十坪だけ計画よりも少なくなっております。

一 番(吉田勇治郎君) 二千二百六十三万のもうが、半分近く
も減ってくるということは、我々として、市が利益のために
或いは、市民福祉のために勝手にあるという意味に解釈
します。が、あまりにずさんな感じだと思っております。教育本
員会並びに市長さんの考え方をよく聞かせたいと思
います。

。建設課長(新井重助君) その前に、市説明申し上げました。

九月の市会ですが、そのときに、化学学校舎の方の建築契
約が七百三十五万工事中でございしますが、その他、今日の議
案が千十八万、合計千七百五十九万ばかりでございしますが、
これで、行なっておりますので、半分というわけではございせん。
その他に、大災報知機が、つきますので、総体として、三百万

用。それだけが残額ということになるわけでございます。

一番(吉田勇治郎君)了解しました。私もそういうようなことがあるのではないかと想着て質問した後にお話がございます。まーだが、もしそうだとしたらならば、今うような建設課長の説明が六月市会に化学室を作ったということか、こつが二百二十坪、日か工業課程は、総坪数二百七十坪と確か説明があつたので、今再確認を通りまうと記憶に乏しいから、かようなことを申したくてあります。教育委員会にもう一回、今建設課長、説明が合そいたか、合つてたか、教えていただくと思ひます。

庶務課長(干場伊右エ内君)当初の計画によりますと、化学教室が百八十五坪、それから電気料の坪数が百九十坪、それに機械実習工場が六十坪、変電室十坪、それに電気器械実習室と整備室、こつが八十坪、以上う

校舎を当初の計画で実施する予定だったのでござい
すが、そうすると三十九年度の契約で電気料の方が少
かくなつて化学教室が七十一坪、電気料の方が四十五
坪という産業振興法の基準に当てはまらなくなると
で、電気料の方に八十坪を来年に回わつて、さうして補助
をもらえるようにしたのでございませう。

・一番(吉田専治郎君)工事の内容としては、了解はしますが、
仕事のあり方としまして、教育委員会の方としましては、
予算の編成の基本からしても、もう少し、真剣味の
あるやはり今に比べて来年度の予算を組むときになつて
来年度の補助金がどうかうといつて、かえるべき性質のも
のではない。一年早ければ一年早いだけ、それだけ
の無形の効果をあげていくのが教育ではなかなかうかつ
思ひませう。特に教育委員会に対して、最高度の

予算化一にものに対して最高度。予算の意義に従うように要望いたし、まゝにこれは一応了解いたします。

・議長(黒川佐太郎君) 本案をこゝにて質疑を打ち切り討論省略原案通り可決することに申異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君) 申異議なしと認めます。よき本案は原案通り可決いたします。

日程第八議案第百十二号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第百十二号 館山市立西岬中学校技術科室増築

その他工事請負契約の締結について

・建設課長(新井重助君) 百十二号、議案について申説明申

し上げます。こゝも去る二十日に新井建設、石井工務店

守山工業、渡辺工務店、渡辺建設、関工務店の六社

を呼びまゝして指石競争入札をいたしよした。その結果、
新井建設が百八十九万八千円で落札いたしよした。
なお校舎の関係でございしますが、技術科教室は木
造の平屋建てでございまして五十五坪でございします。

その他工事でございますが、今回建築する場所に旧家
庭科教室が二十四坪ございします。それとでまたあとに
この建物を建てて頂くためにその他、工事が旧教室の移転
コストを含めまして百八十九万八千円で渡辺建設と契約し
たい。このように考えまして提案した次第でございします。

○一番(幸田勇治郎君)ただ今の片説明を聞きますと、当初
予算に書いては大体五十坪で大体二百万円、先ほど菊
井議員がお尋ねのことと同一趣旨になるかと思ひます
が、これは、今度坪数を五坪ふやして百八十九万八千円で
予定価格で十萬二千円も安く作らせるということになる

ると上げ下げ非常に隔りがある。こゝで、立派なものが出てき
ますか。それと五十坪が五十五坪に上つたことを合わせて
中説明願いたいと思います。

・建設課長(新井重助君)お答えいたします。当初予算二百
万円あるから二百万円むりやり決めてもいいと思います。
設計書を依りまゝで二百万円まで持つていかなくても、でき
ばその範囲内がいい。一応予算の範囲内で百八十九万
五千円位うところで契約したい。こゝが最低でございますが、
で、それから五十坪が五十五坪ということでございますが、
五十坪をふやしてもらいたいということ、で教育委員会
の方の話もございまして、五坪ふやしてもらって十分できると
いうことで契約したいと思っております。

・議長(黒川佐太郎君)本案はこゝにて質疑を打ち切り討論着
略原案通り可決するに決す。異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)中異議なしと認めます。よって本

案は原案通り可決さしよした。

日程第九議案第百十三号を上程いたします。

(二十六番議員鈴木孝君退席)

(書記朗読)

議案第百十三号 館山市立西小学校理科室増築その他

工事請負契約の締結について

・建設課長(新井重助君)百十三号について市説明申し上げ

ます。西岬の西小学校的建築でございすが、このも

大千葉建設、田辺工務店、宇山工業、富士土建によつて

指名競争入札いたしましたところ、大千葉建設が最低

でございしますので、このと契約して完成さしよたいと思ひ

ます。

なお、工事の内容でございしますが、理科教室、木造で平
屋建、三十坪五合、屋根はネジロンぶきでございます。
渡廊下九・五坪、その他建築する予定の裏の山が一応
取りまーたが、その後崩壊いたしよーて、その処理とい
まーて、裏山の切り取りが百四十七立方メートル、コンクリ
トの城壁を作りまーて、差のくずれを止めたいと思ひます。
○一番(吉田勇治郎君)まこと、小さい問題で非常に大きい問
題だと思つておえて、時間をさいていた大きな問題と思ひます
が、ただ今、工事のやり説明がありまーたが、現在のところ取
らまーたが、さらにその上には建てられないから、それと
さした工事であるというやり説明がありまーたが、それはそ
れとして、あの仕事のやり説明が過去に取らまーたという仕事を
これはいかようなやり説明で、あの整地をやりまーたか、まづその
点を、お聞かせ願ひたいと思ひます。

理科教室を建てると当りよーてあそこを取らなくてはならぬ。こう決定されたその契機とそれを取らせるにいかようか方法でやったか、それをやり説明願います。

。教育長(工藤和平君)第一点の理科室のあそこにも決定めた。いきさつというところでございますが、最初は、学校当局の要望もありよーだが、学校当局の要望とては、できだけ教室を広く使いたい。こういうもつともな要望でありよーた。一階ながら我々といたいよーでは、予算ともくらみ合わせなければいけませんので、一階も過去において、二棟平屋があつたのを、二階建にして、後には、つばった関係で教室は相当広くなったと解釈して、なりけでございます。そこであう南の方の線が一致しないよーに我々計画はあつたりけでございます。一応約二階位ですかとび出るような様子になっておつたりけでございます。

ます。ところがその後学校当局からも地えからもやはり「国家百年の計」とはいりないけれども、みっともないからできるだけ前線さそうえてはーい。こいもむりからぬことと思ひますが、そのさやるためにはうーろろの手を崩さなければならぬという問題が付随してくまわけでございます。こいも私ともいろいろ考えまーたとき裏山の奥の方私有地があるのでございまして、その買収ということになる。めんどうなので、その措にかからないだけ、土手を削ることは可能だということで、第一期の工事として、措にかからぬ程度で土手をくずすーかも前にあそこに二階を建てる場合に土手をくずすーたんです。同トく岩盤続きであらうということ、後の線が崩下が一直線にたよー。学校の要望もほぼ崩き入らよーということ、ことで現在の位置に定められてございます。

一番(吉田勇治郎君)そうしますと、工事は市が請け負わ
—たということでございますか。

建設課長(新井重助君)市で請け負わせましたか……
一番(吉田勇治郎君)市で請負った場合、助役さんか、市
長さんにお尋ねいたします。

夫役は簡単にできますか。人夫を出すというふうなことは、
は、やはり、一ツの課税でございます。そういうふうなことを
市の入札には、地えからの労力、そういうものを、**雑密に**
算して渡すような特殊な入札ということがございませぬ。
その点お尋ねいたします。

建設課長(新井重助君)崩すのを請け負わたりで、
運搬は地えでやってもよろうということでは、

一番(吉田勇治郎君)地えというものは、市が入札する場
合はどういうふうな話をつけてあつたか。

建設課長(新井重助君) 学校校長のいう通りになった。

一番(吉田勇治郎君) 校長の指導のこともとやったか。

建設課長(新井重助君) 金が足りないからその方の費用は、

運搬は……

一番(吉田勇治郎君) 教育委員会は、予算がないから

といて、ある金を出すから、それ故にやりなさいといふ

入札にかけた。そういう話は聞いておりません。

私は責任ある部署、代表者のお話では、この工事は

校長が一人で市が入札したのではない。市の指導の

もとで校長が責任において、これを契約したというよ

うな話を聞いております。またP・T・Aが人夫を

出すというふうなことは、もうとう知らぬ、ということも

聞いておるのであります。市が指導する場合におい

て、うまくいったら右が出るだろうといふことは、技術屋

としてすべきではなと思います。

要するにこの工事については、教育委員会として考え方は、間違っておいて、学校、校長が正しかったのだというのとかなるか。教育委員会が考えが正しくて校長の考えの方が間違っておるのか、という結論になると思っています。説明が足りないかも知れませんが、この問題は、さっきの説明の中でも教育委員会としては、足らなくとも二箇所出してもいい。こう裁定を下した。一か一。地元からの要望でひっこめなければ未来の子供のためによくないと話していますね。一からば、この問題が合理的に請負がさいていゝならば、館山市の教育委員会の考え方が間違っておいて校長が考え方が正しかったか、そのや

答弁を願います。

。教育長(工藤和平君) 学校の建築は、学校の教育がで

るだけ理想的にいんうがたてまえであらうかと思ひます。
従いまゝで校長の意見というものは、相当高く評價し
て受け入るべきものと。今でも考えておりますが、何と
いまいまゝでも、私どもは、予算でいばらけております。
理想をかかげても理想通りいかないうが現実でござ
ります。

めような点で、西小學校の場合も、私どもは、できるだけ
少ない予算でもって、効果を上るようになつておきましょ
うという基本的な考え方で、計画したわけでございます。
もちろんです。私は、私どもも、今申しました理想ではござ
いません。できるだけ広く取ってやるのが親心であり
我々も、やるべきことであると思つております。ただ、憤
感ながら、予算の上で、いばらけておきますので、この位
なら、學校當局も、いんうでいんうであらうかという御

点のもとに最初の計画を立てたわけでありませぬ。

その後、市当局に予算の關係で折衝し、また結果、何とか援助してやろうという親心を示してくれ、それで、変更いらいまして、第二次のやうな計画になったわけでございます。従いまして、私どもの計画が間違っておったとは考えておりません。

・一番(吉田勇治郎君) 私はそうならば、間違っておったと解釈いたします。なんならば、お金がないといひますが、予算は、百九十万前後相殺してなお五派にきりいんできよつておつたわけです。今当初予算に百九十万組んであります。合算、入札額は、百七十万残らであります。これは、予算がない、予算にばらめていふといふことは、いい得ない問題ではございませぬか。

この点、どうお考えになりますか。なお、またこの請負に

對しては、正当にやらねたというが、正当ではない。これは、どなたが立ち会ってやらねたか、その前にも尋ねた。いことは市の入札というものは、受けねたらば、十万円で受けたる者が三割引きでできるような仕事を十万円で渡すといった場合には、市の入札の責任者はどうしますか。三割にも近い金を頭をはねてやった場合に市の建設課長が責任を持って市長はどう責任がつかえますか。市長だって教育委員会として放任することはできません。

地方公共団体は法令の定めるところに於ける経費をこの予算に計上しなけねばならぬということもありません。それから市長さんと對しては、市としては収入及び支出の命令に對する監督権は市がある。こういうふうなことを、三割に引いたものを頭をはねて十万円位で

そういうことをしているということが事実あったらどうすま。

市は絶対タッチしていないとかのように信ずる。

その点について両方にお尋ねいたします。

建設課長(新井重助君)にだいもう十万円を七万残らで請け
負わしたとか。そういうことは、私どもも関知しておりません。

初めて承ったのでございます。なお、ここで向題になるのは、
下請向題でございますが、建設業者は、建設業法によ
って行動をしております。

私どもとしても建設業法によって行動をしております。

それによると、下請は一切いけない。発注者の方で下請を
認めておま場合には、差をつける。ただ今、向題は
このことを下請にするということとはございせんので、私ども
もは一切知りません。

なお、もう一つ軽微な工事は建設業法に除外してあり

ます。五十万以下の工事については、建設業法によらずにやってもよろしいということになっておりますので、五十万以下でもなるべく建設業法によつてやつていきたいとかやうに考えております。法的には、何の關係もございませぬ。下請でさうなということについては、承認を得るようには指導していきなにと考えております。

・教育長(王藤和平君) 予算の關係でございませぬが、市案内のようになつて、現在の教育委員会というものは、予算権を持つておりませんで、私も予算を三月末に盛ります場合は、できまだけ理想的な予算を盛りますけれども、再三折衝の過程において、その減額せざるを得ないはめに陥るわけでございます。

そういうわけで、理想通り、予算は盛んなつたわけでございます。

どういふようなことを申されたのでは、この小さい仕事のい
方を^把握することは別だ。この問題は要するに市がやる
べきもつだとしてならば、市が完全に指導して完全
にやるべきだった。市がやらなくてもいいもつだつたら、当
然教育委員会は委員会として適当な指導をして
やらなければならぬという結論を出すのが、^各当
はなにかと、かように考えます。もうサー、教育委員会
も威信ある教育行政計画を立てていた^{べき}だ。か
かように私は考えておるのであります。また、^各当
私は信じております。

たまたま、西小學校、問題は教育委員会といういろいろ
市、説明を聞いて、それから校長、いろいろとは、か
おる。あまつさえ、P.T.A.を主体にして、^各当
うだったら、P.T.A.が完全に工事内容を把握して、

いばならぬと思うのであります。PTAが主体になって義務をばらうておるというのは承知しておるであります。

ーかー。話し合いのない社会企業を不法な事業ということは当然させるべき問題ではない。

これはどういう話し合いの結果かゆかりはせんか、十万円が市が請け負わった工事ならば、最後まで指導監督すべきだったと思う。

それを途中において、工事はくずすだけが十万円だ、あとは地元から出て運搬ーなさい。運搬というものは莫大なる経費がかかります。それで現場におる人々の話はある

あいうふうな請負の方法だったら、あ、半額で荷ぎたものさあ、人たちに七万幾ら金を払いなければならぬやだ、うぬぬというところで調べて見たら、工事内容は十万円だ、やうなことを知ったのであります。そういう向も地

区民というものは、よきことに整地するのに四百五十円ずつ
出す。二ヶだけ出せばできる。P・T・Aに対して四百
五十円徴収命令が出ておるのであります。

たまさま私たちが不当なようなこととてせよに承ド
かった。

たまさま市の十万円、出資がされたそうでありすが、さ
らにまた三百五十何人は、半日ずつ勤勞奉仕してなら
ば、一日分は三百五十円に見た場合、どう位になりますか。
十二万円よばいい。よと二万円で食ったり飲んだり、費用
だ。こういう工事が何十万円になったかでありすが、こう
いうことをささーても政治責任がないといふんですか。

私は、P・T・Aが承知していいか、いいか、議会でい
以上は責任を持たなければならぬから、向違つたら、
証人まといふ証言も取っておるのであります。場合に

よつては証人に立つということもいつてある。

こよは校長の一存でやつたんですか。市の指導のもとに賦
役をさしたんですか。私たちはどっちの言い分を取っていい
かわからないであります。だから校長のやつたのが正しか
つたのか。教育委員会が正しかったのかということをおま
は一言中説明をということなのであります。こゝ問題
にもいりからいりかたう関係校長をこゝに呼んでくる(き)
適当な機会でもって話合いをすることをおえて希
望するものであります。

・議長(黒川佐太郎君)暫時休憩いたします。

午後 三時五十分	休憩
午後 四時十五分	再開

議長(黒川佐太郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。
一番(吉田勇治郎君)ただ今議場で趣旨がわかりにくい
いう声がございます。ましてまことにその点遺憾と考えるも
うございします。その点やりました承を願いたいと思ひ
ます。

まず、ただ今、件でございますが、学校の仕事です
ヨリ当って一番襟度を持たなければならぬ学校、先
生方特に校長、そういうものの行動については、十分教
育委員会においても、今後見守るようになっていただ
きたい。と申しますことは、一応西小学校を特に私は知
っております。また、たまたま証人もある関係上、申し上げ
ますが、西小学校の小原校長は市に再三お願いに
くるといいますと、市には金がかい。或いは校長の考えが
とわりのたとは、いろいろ指導的意見さきつくいう。

こういふことはわかりやすく表現すればいいかと思ひながら
もそのときだけは、だよって舌をかんでおれば済むのだよと
いふことを何ら責任を感じず、いずれも教育者たる
者がかような言まはいて地区民の正しい考え方をせめて
自分にかような境涯にあるけれども、自分の子供、孫
こうひとすに生きていく社会の弱点をついて地区民を
非常に困らせておるといふのが、この本請負工事とはおそれ
以前の段階であります。よえてここに関連して申し
上げるものであります。かような点等を組み合わせて
考えた場合、入札前の政治に関するあらゆる工事の進め方
の結果論からして杜撰なまた、容れざるべきの今
申し上げたような襟度を持って仕事をしたい。一かも
先生という立場からして私は非常に情けなく感ずる
のであります。こう整地工事も決して私たちがしては



地区民の奉仕も与えてはむものではなからうであるが、
やりの方法、いかなる社会においても義を經てすべき
が本来だと思つるのであります。いろいろな点において
誤ちをおわつて今日まできておる校長の考え方が、これ
を十か今後考慮に入つていただきたいと思つてます。

校長が正しく教育長は教育委員会、考え方が
曲つておるといふならば、その点はすみやかに教育委
員会も教育長もいかに市長さんも非を改めていた
だきたい。かように今後取り扱ひを希望するるので
あります。いろいろとお話して納得のいくようことを
市説明すべきが本来ですが、次の工事の本題に言
及していただきます。

この大千葉建設ですが、百七十五千円で受けたと
いうことは、予算を組むときは、百九十万円だ。今度

は家もくずしたけれども家は建てられない。約三十万円以上、出資をしている。いろいろ総合しますと、今、市の課長さんは指導した。責任を持ってやったというが、それによってもそのまゝ建てられない現状になっておるのであります。それを百九十万の当初予算、今日においては百七十万五千円でもってなお、四メートル切つて傾斜に持つていかなければ子供は危なくて近よれないという現状になつておるのであります。そう工事が含まれておると、かような説明であります。これはあまり、金がないといつても、業者任せ過ぎる予算ではないかと思つて、私も大分は、どうして百九十万円予算を当初に組んだかといふことになりまして、この点はどういうふうだといふのでしたら、予算編成について、把握できるとか、どうに私は申し上げたいのであります。

今後かような点の絶対にならないように私たちが希望するもの
うでござります。

なおさらにもとにかえりますすが、市が責任を持ってやった
という土砂の切りくずについてあの現場を見たらなら
ば責任あることとは考えられません。小さいことだからい
いやげんでいいということではなく法に備用ないから。
こうだというのでなく、やはり金を使う上において十分なる
その筋の指導、いわゆる責任を持った政治指導を以て
いたすべき。技術指導を以ていたべきということも
希望いたします。

議長(黒川佐太郎君)本案はこゝにて質疑を打ち切り、
論者略原案通り可決するに由り、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)由り異議なしと認めます。

よって本案は原案通り可決さしめられた。

日程第十議案第百十四号の上程いたします。

(書記朗読)

議案第百十四号

千葉県市町村取組員恩給組合資産

管理組合規約の一部改正について

・秘書課長(小倉登男君) 議案第百十四号について中説野
申し上げます。

本件は、館山市が加入しております千葉県市町村恩給
組合資産管理組合の規約が市原市・千葉市の町村
合併等によりまして一部が改正さしめられた。それにつき
まして自治法の第二百八十六条の規定によりまして管
理組合から館山市に協議を持って参りまいりましたので、本
議案に提案いたしまして皆さんが議決をお願いいたす
おでございします。

議長(黒川佐太郎君) 本案はこゝにて疑義を打ち切り、討論者略原案通り可決することに、中異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君) 中異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決さしませぬ。

日程第十一 議案第百十五号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第百十五号 館山市公平委員会委員選任について

市長(本間義君) 公平委員が任期満了になりまうたので、いろいろ検討して見たいけれども、大島さんと小宮さんがやはり適当だと考えまして、中推薦申し上げる次第でございます。

議長(黒川佐太郎君) おはかりいたします。本案はこゝにて

質疑を打ち切り、討論者略本案に同意することにより、

議とさせていただきますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)は異議なしと認めます。よって本案は

原案通り同意いたしましたことに決定いたしました。

日程第十二議案第百十六号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第百十六号 館山市教育委員会委員の任命に

ついて

・市長(本間讓君)教育委員の選任につきまして申し上げ

ますが、腰越の飯田利三郎さんを中心推薦申し上げ

る次第でございますが、飯田さんは慶応義塾大学

を卒業して、ただ今千葉相互の北条支店長を勤めて

おられますのでございます。

・議長(黒川佐太郎君)おはかりいたします。本案はこれにて

質疑を打ち切り討論者略原案通り同意することに由り
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒)佐太郎君)由り異議なしと認めます。よって本
案は原案通り決定いたしました。

本臨時会の議案全部議了いたしました。
よってこのにて本臨時会を閉会いたします。

午後四時二十八分 閉会

本日の会議に付いた事件

一 議事日程に同じ

出席議員

安永 徳順 三沢 節

高橋 文治 山本 昇

松本 藤太郎 山口 康

昭和三十一年八月二十六日

右会議次第を録し之に署石す。

館山市議會議長 黒川 修三

同 署長 眞 山六三郎

同 三澤 節

